

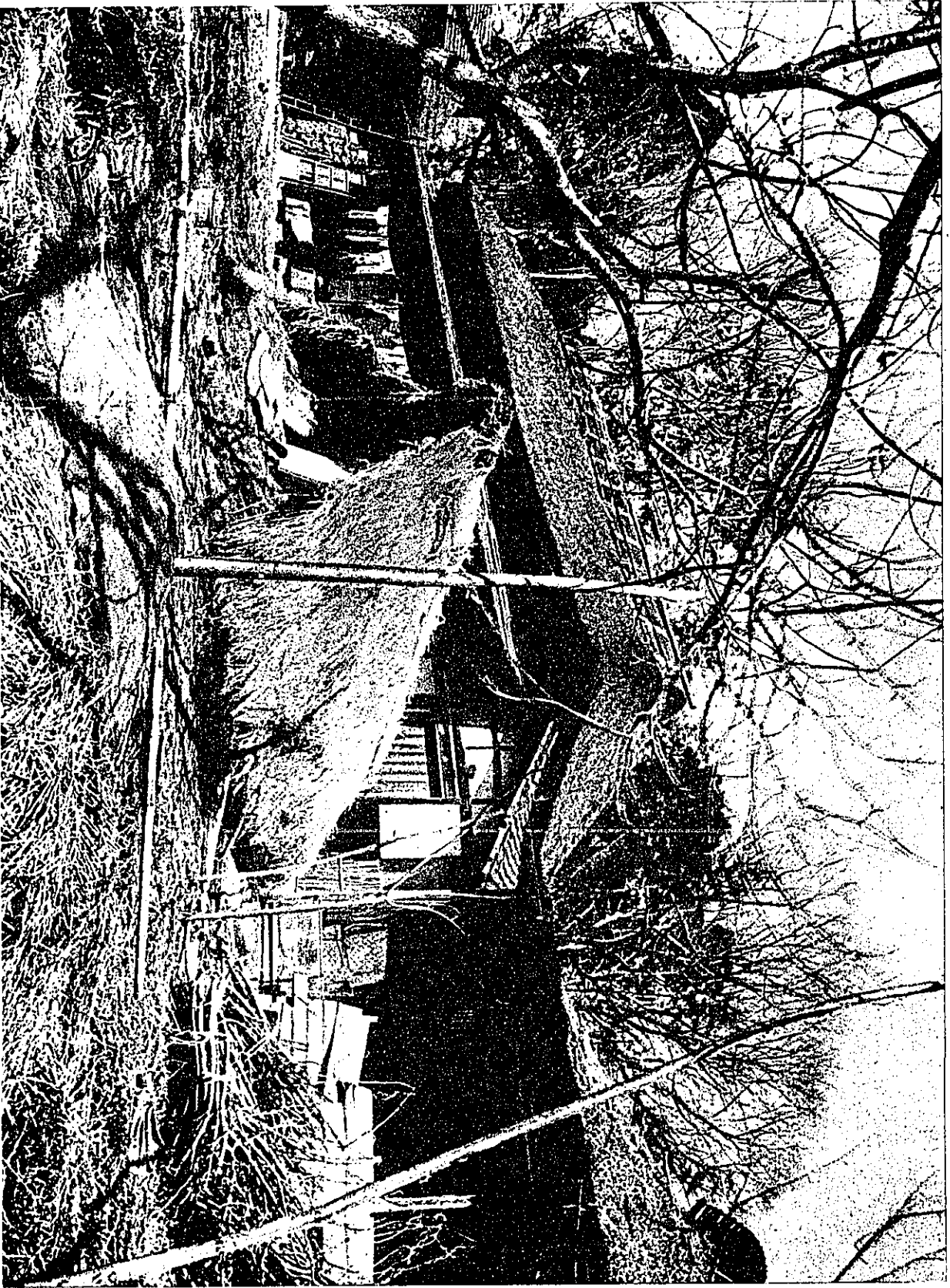
城山村 小久保半治氏 20



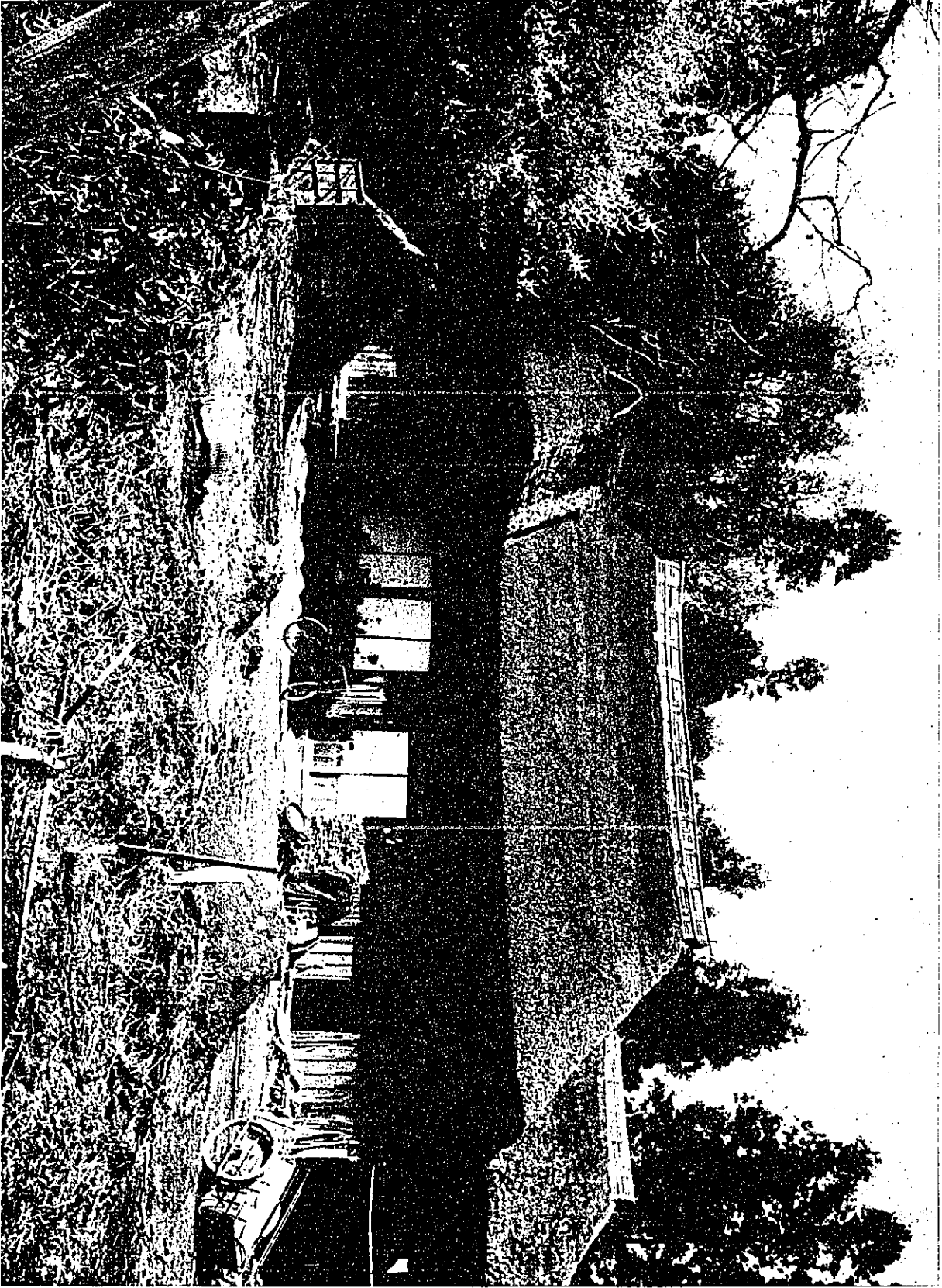
城山村 小久保半治氏 21



城山村 伊藤世一郎氏 22



赤田村 五十畑啓次氏



赤間村 五十畑末吉氏 24

縣下の概観

栃木縣は南部下都賀郡、芳賀郡及び河内郡等の諸郡は渡良瀬川、思川、鬼怒川の流域に發達した平野に屬して居るが、北部の鹽谷郡、那須郡、上都賀郡等は大部分山岳地に屬して、自然縣下の地勢が南北で著しい相異を示して居る。尤も鬼怒川は縣下の中央を南流して中央部分から南部にかけて平地をうるほして居る。東部には那須郡の中央を那珂川が流れて芳賀郡を経て茨城縣那珂郡に入つて居る。此の様な地形では養蠶地域は南部に限られ、那珂川沿岸は北東部の阿武隈山地の西麓には煙草畑が發達し、又櫻桃を産し牧場を有する那須野原は一つの地域的特性を持つて居り、關東の東北隅にあつて、白河關によつて福島縣と交通し、自然奥羽地方の北方向色彩が強くなつておる。又阿武隈の横谷を通じて東は常陸に近接する地方は、是等の接壤地たる茨城煙草地帯の漸移的關聯が農業の地域的分布を決定して居る。西部の足尾山地南麓の小都市を中心とする山麓地帯から、東方小山に達する養蠶機業地帯は關東の北境山地の南麓を充たす養蠶地帯の延長である。是等の三つの農業地帯の間には夫々米作地域を隔て、野州獨特の大麻及扁蒲栽培地帯がある。

農家の系統を見るに北部にあつて福島縣に隣接する鹽谷郡、那須郡の地方には北方系の廣間を中心とした形式が見られ、中部から南部にかけて、平野の農業地域には概して整型の間取が發達して居る。縣全体から見ると整型間取が約半数に達しており、渡良瀬川、思川等の各河川の本支流の沖積地の田場の村落の發達した下都賀郡に最も多く、次いで是れに隣接する諸郡に多く見られる。(間取附圖第一圖乃至第四圖參照)此の形式は茨城縣及び栃木縣にも共通した現象であつて、一体に茨城縣栃木縣のつづきと見ても差支ないと思ふ。是れに反して北部の那須郡と鹽谷郡では喰

造型に属するものが最も多い。殊に四間取の喰違(こし)が最も多く、(間取附圖第六圖参照) 又はれより更に大きな廣間型の間取も少数見られ、(間取附圖第八圖、第九圖参照) 最も單純な原型も同様少数存在し、(間取附圖第五圖参照) 整理間取も少数見られる。

尙ほ本縣には茨城縣樺穂村の曲折型の間取と同じ型式のものが下都賀郡の南部に見られる。此の例は整理四間取の家前方に「曲り」が附いておるが、特に此の様な造りの名稱はない様である。(圖版第二十四五畑末吉氏宅参照) 又河内郡城山村伊藤氏宅(圖版第二十二)の例は上ミ手裏に座敷が曲折して突出して居る例である。是れは埼玉縣にて説明した角家の型と相通するものがある。

普通の農家は殆んど平家建てで二階建ては稀である。是れは本縣では養蠶が昔から特に發達して居なかつた爲めであらう。交通便利の都會に近接の地方を除いて、純然たる農村は茅葺、藁葺の家が多く、何れも密棟造りになつておる。又山村の新開墾地では柿葺が多く見られる。茅葺屋根のグシは殆んど竹篋で巻いたものであるが、何れも多少反らして兩端が高くなつて居るものが多い。これは立派な造りになる程そうなつておる様である。

鹽谷郡の鬼怒川溪谷山奥の部落では千木様の木の押えを置いたものが見られる。是れは如何なる原因によるのであるか、或は竹がない爲めであるか、此の地方にのみ見られる理由は明でない。

台所(土間)は母屋に向つて右即ち東側にあるものが左即ち西側にあるものより少し多いが特に定つて居ない。廣さは普通間口四間乃至五間のものも多く、廣いものは七間以上に及ぶものがある。土間には仕切がなく、奥には勝手板の間が半頃迄張り出してある。その板間は二間乃至三間半位迄の幅と奥行とを持つたものも多く、その端に爐を切つて土間から寄付き易い様に板間を切り込んである。此の様な板の間と爐の切り方は本縣でも北の方に多く、南の方

では板の間が小さく台所が廣くなつておる。本圖版下都賀郡及び河内郡の實例は南の方の形式を示し、鹽谷郡のものは北の方の形式を示しておる。炊事用の流しは板の間にあるものが多いが、板の間にあるものゝ半数は土間にある。竈はヘツツイ又はヘツスイと呼んで居るが是れは殆んど土間に据えてある。唯大きな家になると板間に流しの近くに設けるものがある。

台所の入口には貧農でない家には厩を設けるのが普通であるが又風呂も厩の裏のところに設ける風習がある。其他台所の下手の方には物置、下女下男部屋、味噌部屋、漬物場等があり、又臼などが置いてある。

玄關のある家は六間取以上で、昔から名主格の家柄に見られる。間口に三間以上並び、その中の間を玄關にしてあるが、多くは椽側の中央の一部分を區劃して、その前に式台を設け屋根に破風を附けるか、(圖版第十八) 或は此の様に破風屋根を附けず、母屋の中に取り入れて設けるか、何れかにしたものである。玄關の間又はその奥を中ノ間と呼んで居る。

座敷は北方は鍵座敷になつたものも多く、南の方でも四間取以上の家は同様鍵座敷になつて、何れも床ノ間と違ひ柵を正面に並べたものも多く、椽側は前面及び横の二方に廻り椽を設けるものが多い。又座敷の上ミ手後隅に上便所を設ける風習がある。其他室の名稱は埼玉、茨城の隣接地方と大差がない。

勝手は台所から上り端の廣い間であるが、別に炊事の爲めに板間を設けて區別する場合は勝手を茶間といひ、板の間を勝手と呼んで居る。即ち茶間の方が勝手より上に位するわけである。此の廣間の勝手には神柵と佛檀を並べて置いてある。廣間型の間取で裏に寢間がある場合はその間仕切のところに佛檀を設けるが、是れは上を佛檀にして下を戸柵にしたものも多い。

屋根は半数は茅葺、次いで藁葺があり、是れ等が大部分を占めており、残りが板葺、瓦葺、鐵板葺、杉皮葺等が極少数ある。

宅地内の附属建物は土藏並に倉、物置等を設けるが宅地の地形等によつて可なりに場所に變化が多く、一定して居ない。唯一般に母屋の前庭の下モ手の方に倉、隠居、堆肥舎等を設け、大きな家になると前面に長屋門の構えが見られる。

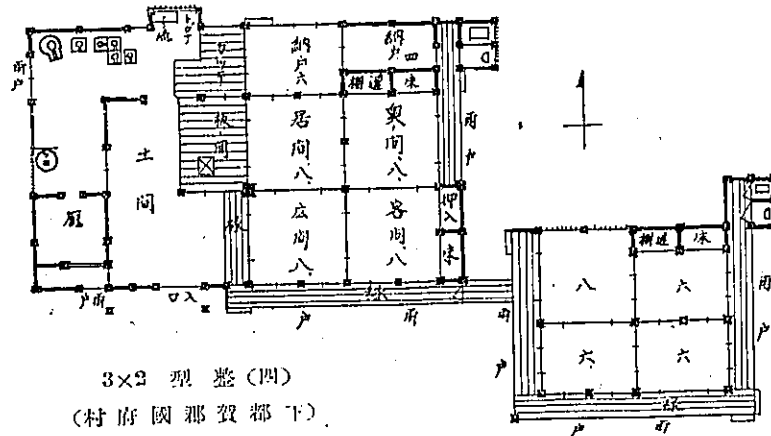
倉は山間部では多くは板倉で、普通は三尺間に柱を建て、是に貫を約二尺間に通し、此の内部に横羽目板を落してある。(例圖版第十七鹽谷郡川俣村板倉參照) 又上等のものは全部一尺五寸間に板を建て、落し倉としたものもある。(例圖版第十八芳賀郡小貝村渡邊太氏倉參照) 又はその外部を土藏としたもの、又内部を縦板羽目にして土藏としたもの、或は土藏の代りに石材を張つたもの等が見られる。(圖版第二十一小久保半七氏石藏參照) 土藏は一般に平地の聚落に多く、石藏は特に大谷石産地附近に多い。

河内郡城山村は有名なる大谷石の産地であるが、此の村を中心として此の隣接の國木村其他の部落に此の大谷石を利用した土藏が最も多く分布して居る。此の土藏は壁体のみならず屋根も石屋根を葺いてあるのが特色である。石造は單に土藏に限らず、稀ではあるが母家と長屋門にも用ゐられてゐる。母家の例は上都賀郡落合村渡邊重三郎氏の宅で實に立派なものであるが、是れは今から三十年程前に建てたものといふ事であるから比較的新しい。又長屋門の例には河内郡城山村立岩高橋勇次氏の門などがある。本圖版第二十二伊藤甚一郎氏宅には石藏があるが、是れは明治初年迄は土藏であつたものを明治十三年頃土藏を止めて、木造の上に張石を施工したものである。同氏の談によるに明治初年は馬背で運搬する爲めに石を二尺の尺八に切り出しておつた、それ迄は鶴嘴を使用して居たが、十七年横濱の職人が今日使用して居る矢を傳えたといふ事である。明治十八年宇都宮市の下水道を施工するに際し二尺の尺八の石を多量使用した。明治二十年頃石張りが流行したが今から三十年前頃迄は何れも縦張りで、石を縦に張つたものである。宇都宮市本口町石藏横丁に見られる上野松次郎氏の石造藏なども當時造られたものであるが、石は長三尺幅

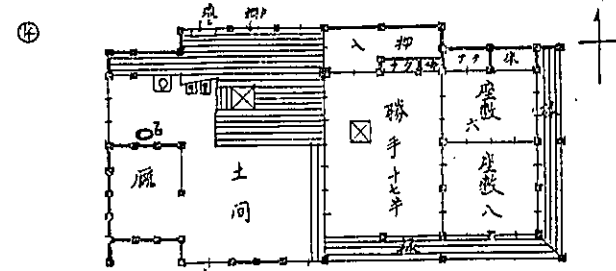
一尺厚さ二寸五分に切り出して、是を一馬に五枚積んで運搬出来たものである。縦張り一段の上に更に一段の横張りをなし交互に縦横に目地を喰違はせ、漆喰目地仕上げになつて居る。純粹の石造の積上げがはやつたのは三十年前が最も古く、二十年前から多くなつたものである。従つて石造藏の歴史は左程古いものではない。

石屋根は是れよりは更に古い歴史を有して居るらしく、大谷觀音の門等にも是が使用されて居るが相當に古いものである。石藏の屋根にも可なり使用されて居るが、今日はその職人も少なくなり、且つ實用的でないので漸次に亡びつつある。

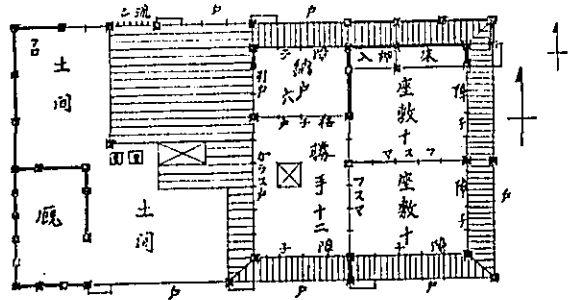
下都賀郡赤麻村附近の農家には母家の前の庭の一方に室のあるものが多い。是れは此の地方の沼地附近に出来る萱を加工して萱笠等を作つて他地方に賣出す爲めに、その作業場として設けられてあるものであるが、此の構造は武藏國の山地から利根川に沿ふて常陸の猿島郡(東京府、埼玉縣參照)及び是れに隣接する下野下都賀郡迄も分布することが明になるのである。



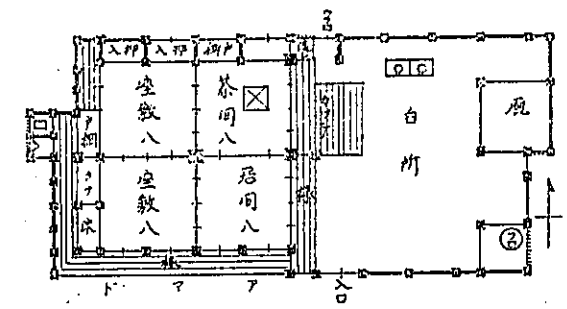
3×2 型 整 (四)
(村府國郡賀都下)



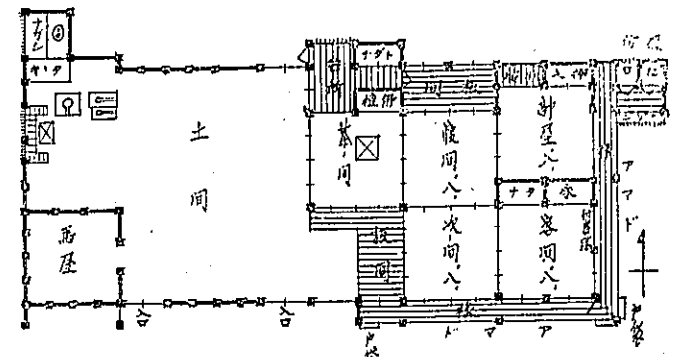
取間三型原 (五)
(町田金郡須那)



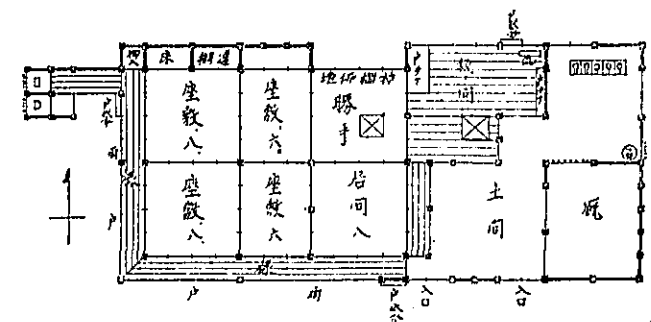
2+2 型 造 喰 (六)
(町羽黒郡須那)



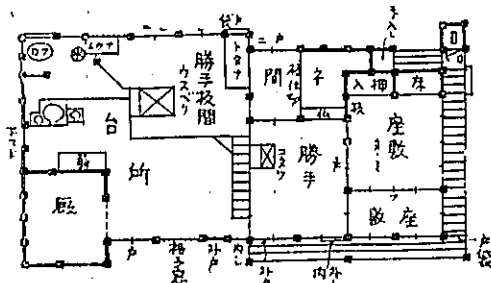
2×2 型 整 (一)
(村穂瑞郡賀都下)



2×2+1 型 整 (二)
(村治明郡内河)



2×3 型 整 (三)
(村原田郡内河)



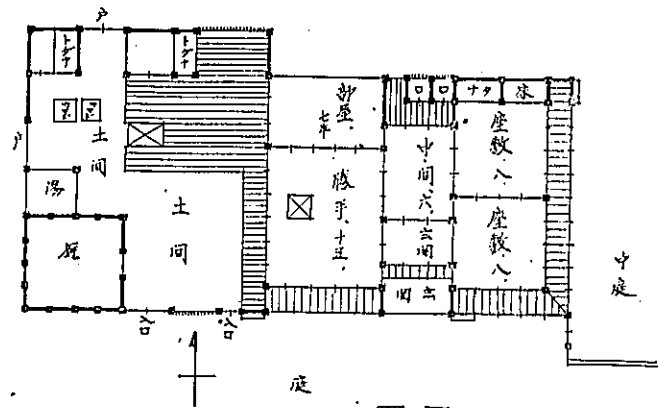
大谷津平吉氏宅の間取

圖版第十五、第十六、本縣の東北隅鹽谷郡の山中にある川俣村は鬼怒川溪谷の上流に
 位し、交通極めて不便な山村である。部落は三十戸許りの菟村であるが、此の溪谷は鬼怒
 川から南會津郡に通ずる會津西街道より分岐して檜岐枝村に通ずる山路に當つて居る。
 従つて本縣概観でも述べた通りに間取其他會津地方と一致するところが多い。
 圖版は本村山口金太郎氏宅で、間取は前圖版大谷津平吉氏宅の間取と殆んど一致して

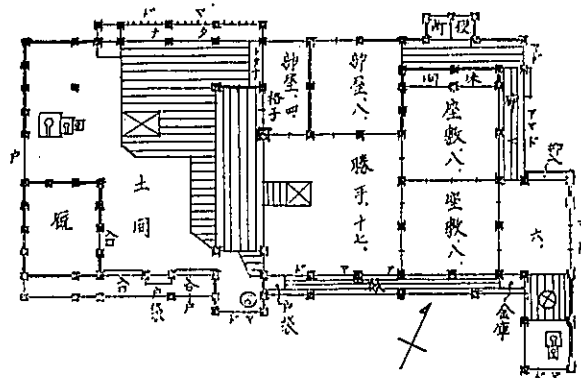
圖版第十三、第十四 鹽谷郡矢板町は那須、鹽原の山地に引續いた、關東平野の北端に位した町で、先年火災に罹
 つて、其後建てられた爲め、古い家は非常に少ない。此家は焼け残つた家の一つ大谷津平吉氏宅であるが、間取は代
 表的な廣間型に屬して、上手には鍵手に座敷があり、廻り縁が二方に設けられ、中央前面に廣い勝手があり、その裏
 に小さな寢間が二室並んで取つてある。下手の台所は非常に廣く約四間半以上も間口があり家の半分は台所になつて
 おる。台所の裏には勝手板間があり、その端に台所の土間から入れる様に爐が切つてある。その隅の方に流しがあり、
 台所の下モ手前に廊があり、その後方に竈があり、後隅にフロがある。是等は總て東北系の廣間型の系統の特徴をよ
 く現して居る。圖版上圖はその母家全景で屋根は茅葺寄棟造り爐の上部棟上に煙出しが見られる。下圖は前面入口附
 近の詳細である。

圖版第十四は台所の前方から後隅の方を望んだもので、爐の上部で大梁を縦横に交叉
 して組み合はせ、台所に柱を一本も建てない様に工夫されておる。

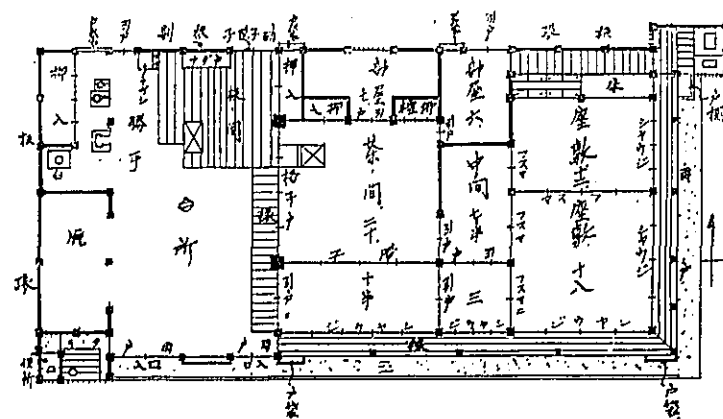
圖版解説



(附間中) 喰造型 (七)
 (鹽谷郡大村)



廣間型 (八)
 (鹽谷郡泉村)



(附間中) 廣間型 (九)
 (河内郡古里村)

あるが、座敷の床の間の位置が妻側につき廻り椽が除かれて前後に椽がついて居る。是れは此の家が北側の前面道路に面して建てられておる爲めに裏の南側の採光上、南に屋根を葺下し椽を設け、是れに面して障子を建てる様に工夫され従つて座敷の床の間が妻の方に移されたものである。

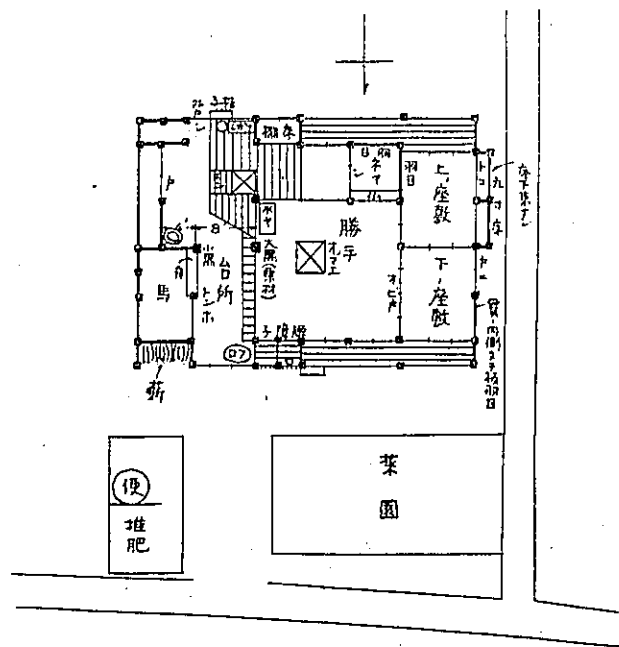
前圖版の間取と比べると中央の勝手（又はオマエ、とも曰ふ）が略二倍の廣さがあり、間口奥行共に三間の廣さになつておる。

天井は栗板を張つてあるが、是を煤除板と稱し座敷の天井を裏板といふておる。寢間は佛壇の裏に三方羽目板張りの暗い室である。台所はトンボとも曰ふが間口が狭くその奥の板の間に下いろりと流しがある。下いろりの土間から上り端の木尻に當るところを椽と稱しておる。又台所の前隅には入口の左側に厩があり、椽側の端には小便所と風呂がとつてある。

圖版第十五は母家を南方から見たもので、椽の底は屋根を葺下して低く垂れ、流しの上は杉皮葺下になつておる。家人の話によると、昔は流しは勝手間のすぐ後にあつたといふ事である。

屋根は極めて單純な寄棟造りになつており、棟には木の押えが置いてあるが是れは概観にも述べておいた通り、此の溪谷には相當見られるが、その以外には見られない、屋根の小屋組は下梁と上梁と二重梁になつており二ノ小屋の構造になつておる。

外壁は全部板壁であるが、是れは柱間に貫を通し、その内側に縦に板羽目を張つたものである。母家の前の便所と



圖置配地宅 = 並取間宅氏郎太金口山

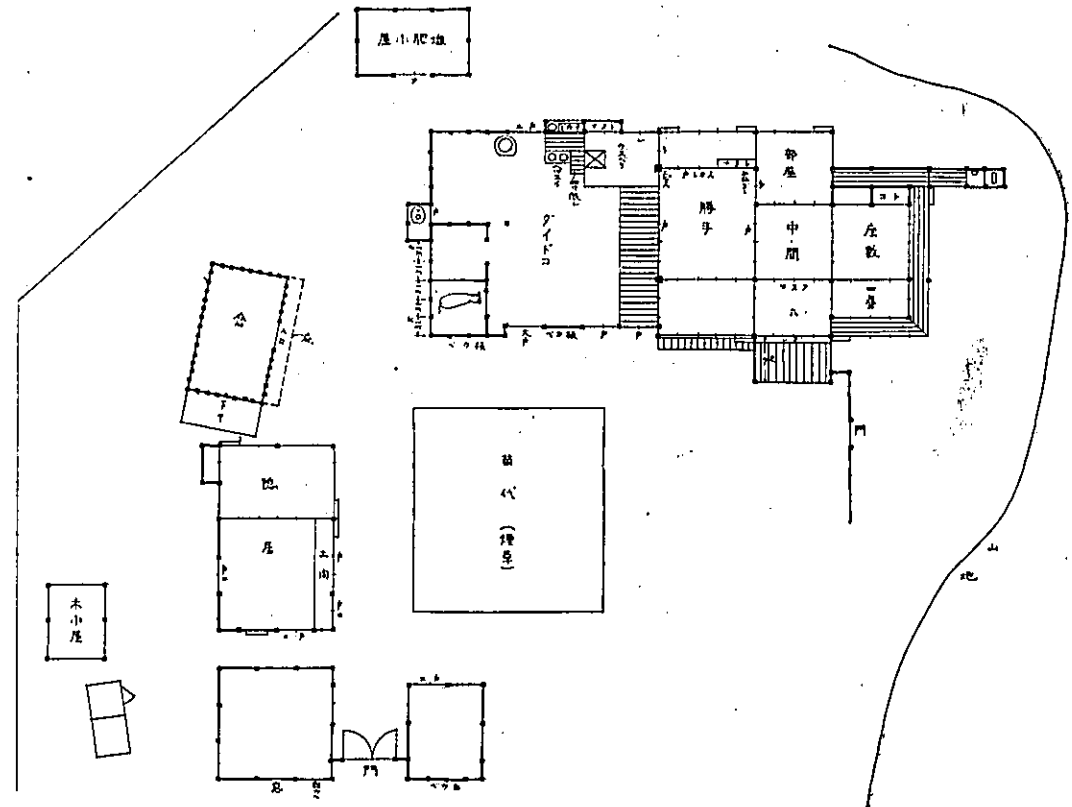
堆肥小屋も板壁で、屋根は木羽板葺である。

圖版第十六は同家の勝手の内側であるが板の間の中央にはいろりがあり、その廻りに薄縁が敷いてある。その上に大きな火棚が吊してある。左端に見ゆる大黒柱は栗材を用ひてあり、梁の上には煤除板が張つてある。正面右側は帯戸で仕切つてあり、佛壇の上部の小壁の廻りには全部神棚を設け諸々の神々が祭つてあるのが見えておる。

圖版第十七 前圖版の川俣村の部落から少し離れた上手に、部落の農家の板倉が八棟許り一所に蒐めて建てられておる。是れは火災を恐れてそうしたものであるといふ事であるが、南會津郡の檜枝岐村の部落にも同様に倉を部落の上手に一箇所に蒐めて建ててある例がある。檜枝岐村には蒸籠倉が多く見られるが此の部落には蒸籠倉の構造が無く、何れも板倉で、柱を三尺間に建て、是に貫を約二尺毎に通し此の内側に縦に溝をついて横羽目板を上から落し入れたものである。材料は柱は栗材貫は樅材、落し板は松材を用ひ、屋根の葺板は栗の木羽板を用ひて居る。

圖版第十八、第十九 芳賀郡は本縣の東南に位置し、那賀川と鬼怒川との中間にある低い起伏のある地方で最近は葉煙草が盛んに作られる様になつた。小貝村は山村の一例であるが、稻、麥、葉煙草、薪炭各種の農業經營を営み、土地狭くして自然部落は散村の形式をなしておる。

本圖版は名主格の家で、間取は整理六間取の裏に部屋と炊事場とを下屋にて建増したものである。中央前面に玄關を設け、入母屋の屋根を張出してあるので外觀も立派に見える。上手には鍵の手に座敷があり是れに廻り椽が取つてある。中央後に部屋と中間があり、下モ手は十五疊の廣い勝手があり、その前後に七疊半及び長五疊の間がある。勝手の上り端には幅一間の廣い板の間があり、その裏に炊事の板間があり、爐の周圍に薄縁が敷いてある。爐の横の板間に、ヘッスイ（竈）と流しがある。台所は間口五間奥行五間半の極めて廣い土間で下モ手前に厩が二つ取つてある。



渡邊道太氏宅取並宅地配置圖

圖版第十八及び第十九圖上圖は母家前庭であるが屋根は寄棟造り茅葺、棟は竹で押え、ガイドロの上に煙出しがある。

右の方に突出して居るのが玄關の部分で、此の部分の棟押えは特に裝飾的に出ておる。前面の軒出は非常に深く壁面から約六尺位出ておるが、是れを受ける爲めに出し梁りで鼻桁を受け、更に腕木を出して二重のセガイ造りになつておるのが圖版第十九の上圖によく現れておる。又全圖の左方は厩であるが、外壁の構造は柱間に貫を相當繁く通し、その内側に縦羽目板が打つてある。その上の軒のセイガイ造りは前面と側面との高さとの相異を巧に且つ美的に解決して居る。台所の入口の大部分が厩の外壁より一尺五寸内に入っており、入口の上に楣を入れてあるところなども普通の農家に見られない技巧である。右端の玄關には白壁が見えるが、他の壁体には白壁はない。又玄關の軒廻りには化粧樫を使つて他の部分と異つた手法を用ゐてある。

圖版第十九の下圖は厩の部分を示したものであるが、大きな木材を豊富に使つてあるところは實に美事である。又台所の上部には大きい梁を縦横に架け渡してある。

此の渡邊氏の宅地内には前面に長屋門があり、次に隠居、倉が是に列んでおる。又その裏に便所と木小屋とが列び母家の裏に堆肥小屋がある。

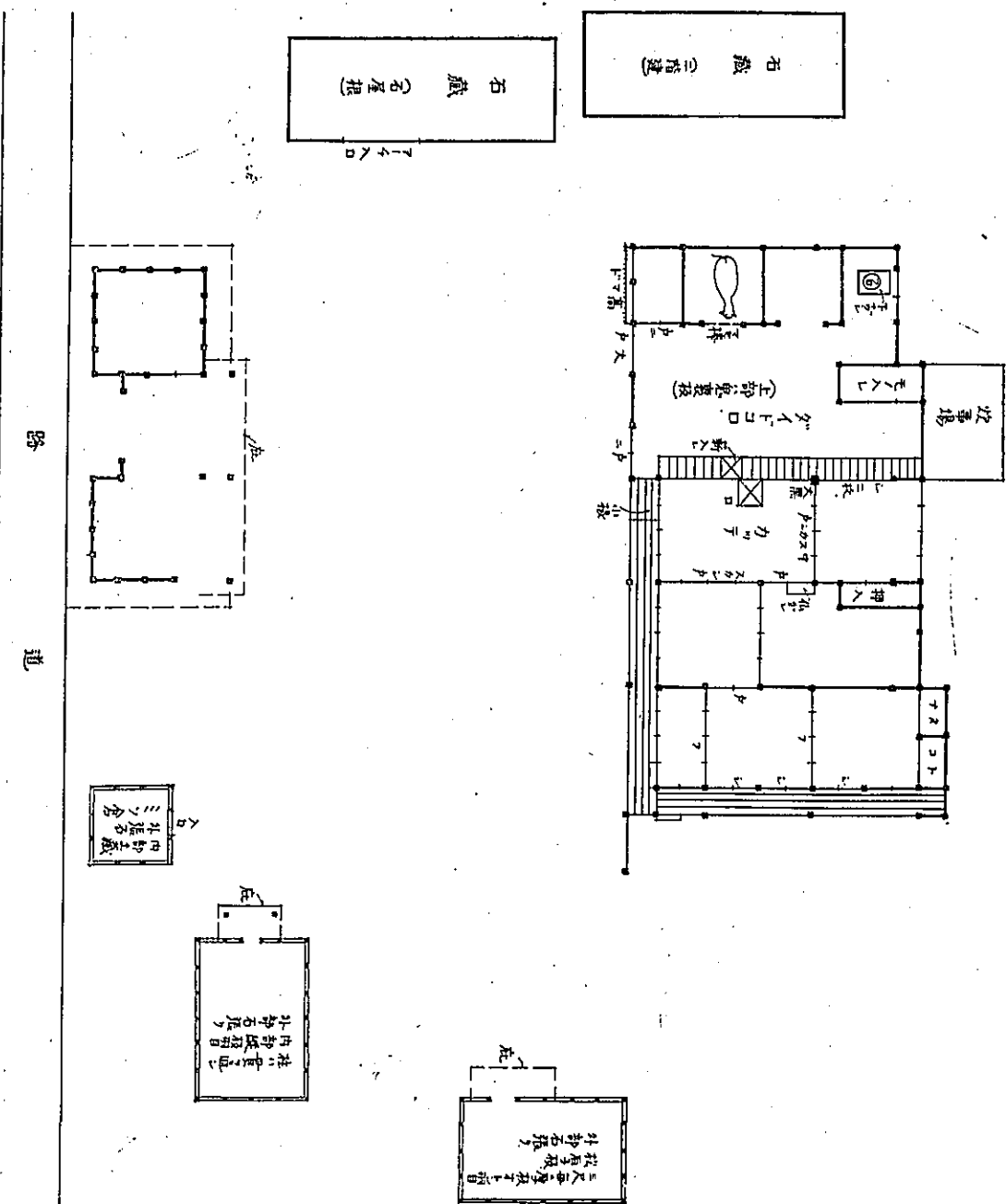
母家の西方にある倉は間口三間半奥行二間の板倉で一尺五寸間に柱を建て其の間に厚板を落したる落し倉である。是れは東北地方に多く見られる板倉の構造と全く同様である。前面に瓦葺の庇があり、置屋根は石綿スレートを葺いてある。

圖版第二十、第二十一 大谷石産地河内郡城山村小久保半治氏宅である。圖版第二十上圖は正面長屋門の入口より母家を見たものである。母家は可なり大きな間取りの家であるが、上ミ手の鍵座敷の部分は近年増したものであるから是れを除いて考へると可なり一般的な喰違の四間取となるのである。此の様に間取の大きな家でもその基本となる部分の形は共通性を持つておるものである。

座敷の二方には廻り縁があり、納戸との仕切は壁になつておる。勝手の上ミ手の仕切はスカシ戸、奥の仕切は中スカシ戸になつておる。上り端に大きな爐が切つてある。カッチの前には一段低い踏込みがありそこに小縁がある。

台所は間口三間の広い土間で上部に鬼裏板が張つてあり、屋根裏を物置きに使用される。裏に炊事場があるが是れは増したもので、その以前は台所の内にあつたものである。下ミ手の厩は二つあるが今日は一つを使用しておる。

圖版第二十上圖に見らるゝ通り屋根は茅葺寄棟造りでグシの中央に煙出がある。



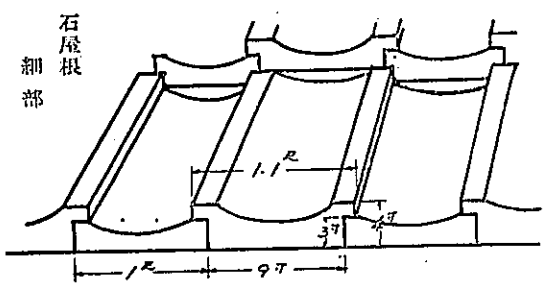
小保半氏宅間取並宅地配置圖

圖版第二十下圖は道路に面した長屋門であるが、昔の姿が美しく保存されて居る。

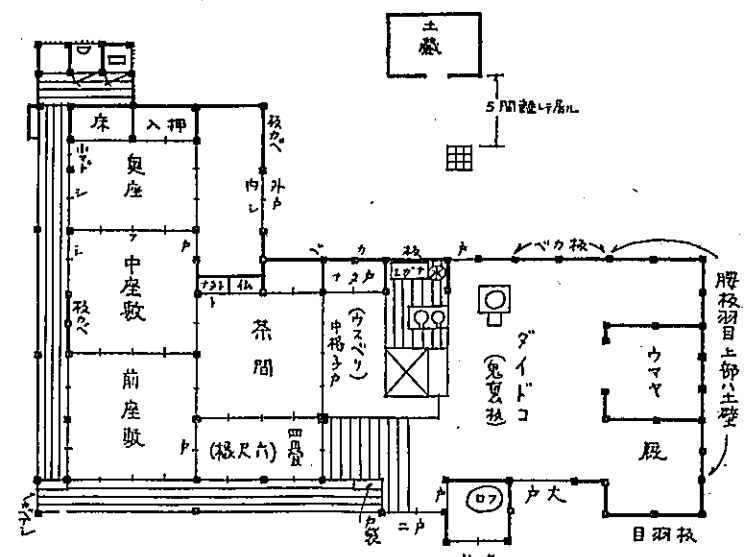
圖版第二十一は道路から向つて正門の右側に見える二つの石倉であるが、前方の倉は大きい平而九尺角内部は土蔵造り外部に張石をして漆喰を塗り、石屋根葺きとしたもの、後方は間口二間奥行三間の倉で柱間三尺、是に貫を通し、その内部に羽目板を張り、その外部に石張をしたもの、屋根は石の置屋根である。此の石屋根は相當古いものでよく石倉の様子を示して居る。入口の前にも石屋根の庇があり、左右の石柱と石の梁で支えられて居る。

本屋敷内には尙ほ母家の上ミ手に間口三間奥行二間の石造があるが、是れは内部が柱間に厚板の落し羽目になつて居る。又母家の下モ手にも間口五間奥行二間の石造が二棟あるが、その一棟は二階建になつて、屋根は石綿スレート葺になつて居る。何れも壁体は純然たる石積みになつて居るが、此の様な純石造は比較的新しい構造であつて、此の地方の古い形式の石倉は何れも木造の外部に張石したものである。

石屋根は普通長さ二尺五寸、大型三尺、幅は上石一尺一寸、下石一尺で厚さは上石は四寸、下石は三寸になつて、上石は左右が一寸宛下石に懸る様に切つて居る。(挿繪参照)
 此の屋根石は一番下の軒先の石の裏に突起を削り残して、此の突起を母屋又は軒桁に引懸けて、その上方の石瓦は母屋の上に並べ、その下端を下石瓦の上端に持たせる様になつて居る。



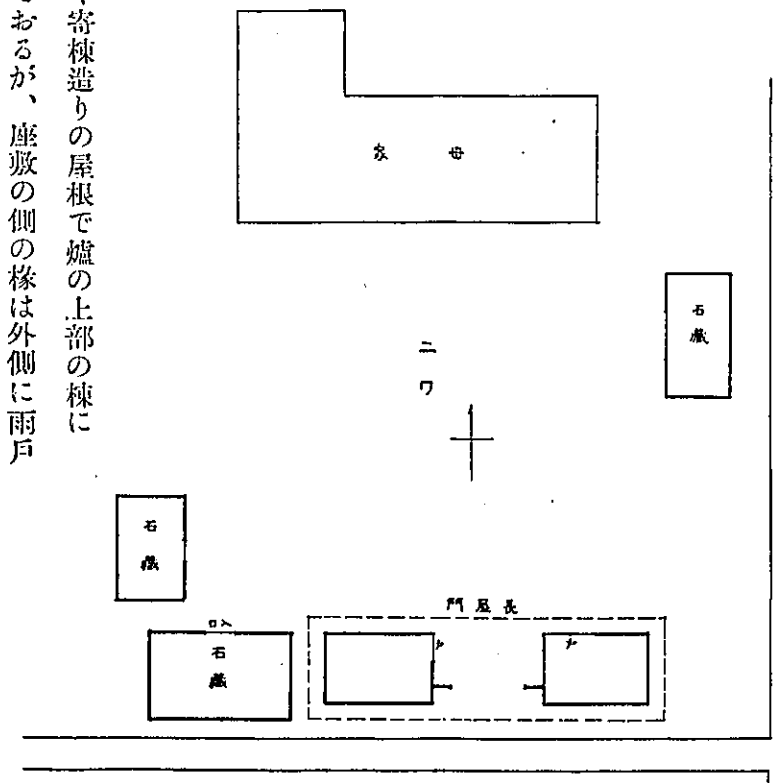
圖版第二十二 前圖版と同じく城山村伊藤甚二郎氏宅で、六百年以前の建築と稱して居るが確かなことは不明であるが、少なくとも四百年以前のものであらう。此の家は曲り家の間取で上ミ手に奥座敷、中座敷、前座敷を鍵の手に並べ廻り縁をめぐらして居る。此の例は埼玉縣の角家の例と同じ型式になつて居る。又座敷の下モ手に茶間と勝手があり、その前方に四



伊藤一太郎氏宅間取圖

昔は此の様に上にあつたものであるが、近頃は土間に下げて居る。台所は間口四間あり、その内下モ手には九尺の厩が二個列んでゐる。又入口大戸の脇には風呂がある。

圖版上圖は母家の全景であるが、前圖版と同じく寄棟造りの屋根で爐の上部の棟には煙出しがついて居る。前面の椽はぬれ椽になつてゐるが、座敷の側の椽は外側に雨戸



伊藤一太郎氏宅地置圖

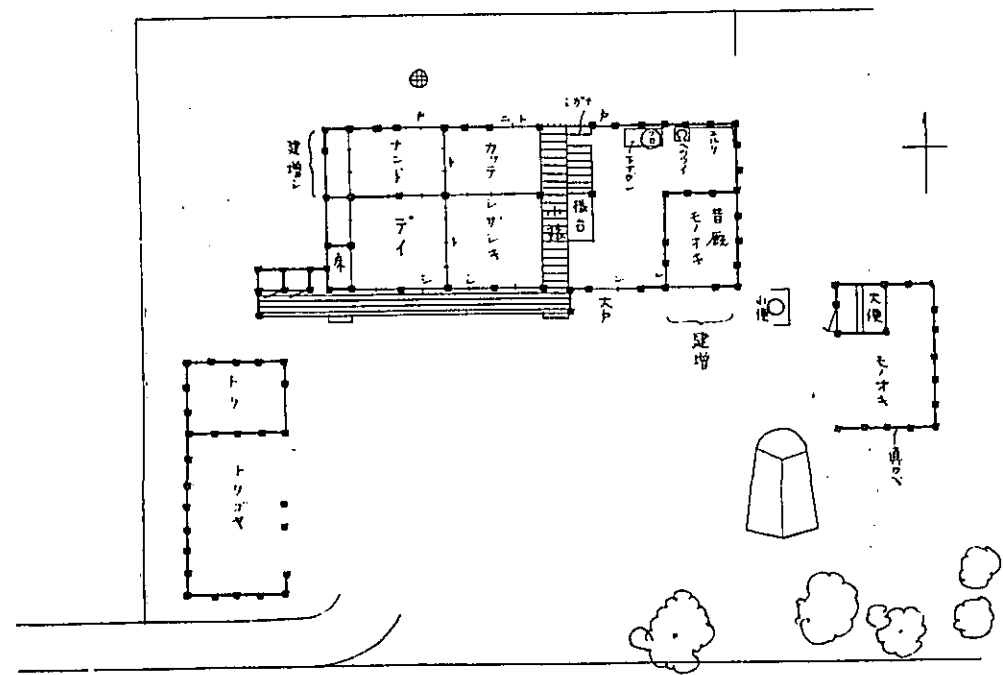
疊敷の六尺椽と板間があつて四間取の形になつてゐる。然し、六尺椽などは普通の農家の間取には見られぬものである。圖版下圖はイドコの厩の前より見たものであるが正面に大きな爐があり、台所から踏込む様に出てゐる。右側にヘツツイが二個列んでゐるが、

がついて居る。

母家の前に広いニワがあり、正面に長屋門がある。是れは明治十五年に腰廻りに張石をなし、近年屋根をトタン張りにしたものである。その西側の石蔵は大正十二年に建築したもので壁体は積石の純然たる石造である。屋根は瓦葺になつてゐる。入口の上には半圓のアーチを用ひ左右に柱頭飾りの附いた半柱を壁面に立て、その上に弧形の庇がついてゐる。此の石蔵の北隣の石倉は凡そ百五十年前に建てた土蔵であるが、明治十三年頃土蔵を變更して外側に張石をしたものである。

圖版第二十三 下都賀郡赤麻村五十畑啓次氏宅であるが此の部落は本縣の最南端にあり、渡良瀬川と思川との合流地に近く赤麻沼がありその北に本部落がある。

此の母家の間取は此の平野地方一帯の整型四間取であつて、上ミ手に納戸とデイ、下モ手に勝手と座敷があり、更に下モ手に台所の土間がある。台所の下モ手の物置は以前に厩として下屋を建増したものであるが今日は物置に使用して居る。その奥の外壁に添つて風呂桶とヘツツイと隅に

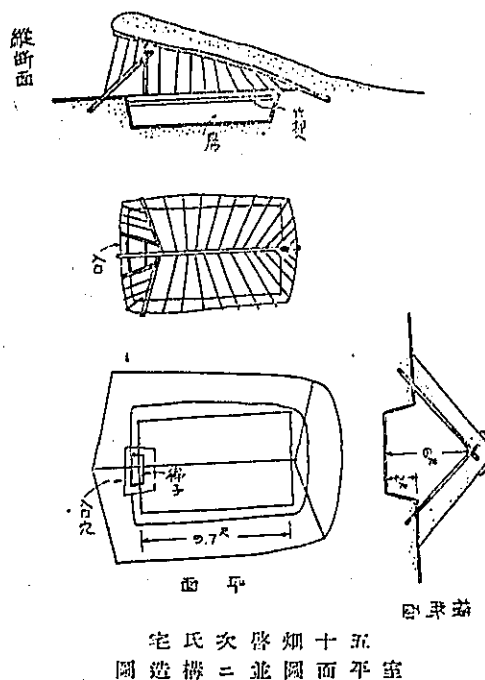


五十畑啓次氏宅間取圖

土壁を厚く塗つたユルリが並んである。是れは埼玉縣南北埼玉郡地方に見らるゝヒデロと全く同じ構造であつて、埼玉縣北埼玉郡に隣接する此の地方が同地方と同一の農家の様式であることがわかると思ふ。

圖版第二十三は宅地の全景を眺めたものであるが母家は寄棟造り茅葺、棟は竹の筧で押え、前面に椽の上には柿葺の庇が設けてある。此の家は裏側の納戸と勝手は建増したもので、前方二間が本家葉葺。後方一間半は下家柿葺になつてゐる。従つて四間取であつても、始めは併列二室の原型であつたのである。一般に新開墾地等には此の様子が見られる。母家の前方ニワの一隅には圖版の前方に見ゆる室があり、此の中で菅の編細工をする。本村は沼の近所に菅田があり、二三月頃刈り取り堆肥をやる。四月になるとこれをえり分け手入れをする。八月頃是れを刈りとり、土用に是を乾して白くして編物に使用する。此の室は十月頃から翌年四月頃迄使用されるが、菅並に葉細工等に必要湿度が此の中で得られるのでなくてはならぬものである。此の村では室を持つた家が多い。

室の構造は信州諏訪郡豊平村の共有地に建つ室（同縣圖版第二十）と同様前面に二本の丸太を立てその上端を交叉してサスとなし、此の頂から後方の土中に斜に棟木を差し懸けて、前面が垂直な三角錐を作り、棟木の兩側に細木及び丸竹を約二尺間位に懸け渡し、蓆をかけて屋根裏を作り、その上に穴を掘つた土を一尺位の厚さにかけてその上部を藁で蔽ふたものである。後尻は藁を左右の屋根に接続して半圓形の扇形に列べて葺いてある。棟木の前方に竹を三本サスよりも三尺位突出して、前面破風の下が庇の様に入口の上に蔽ふて居る。前面左右のサスから一本宛丸太を巾三尺位に前方に斜に渡して入口の穴を設け、そこから斜下に梯子で下りる様にな



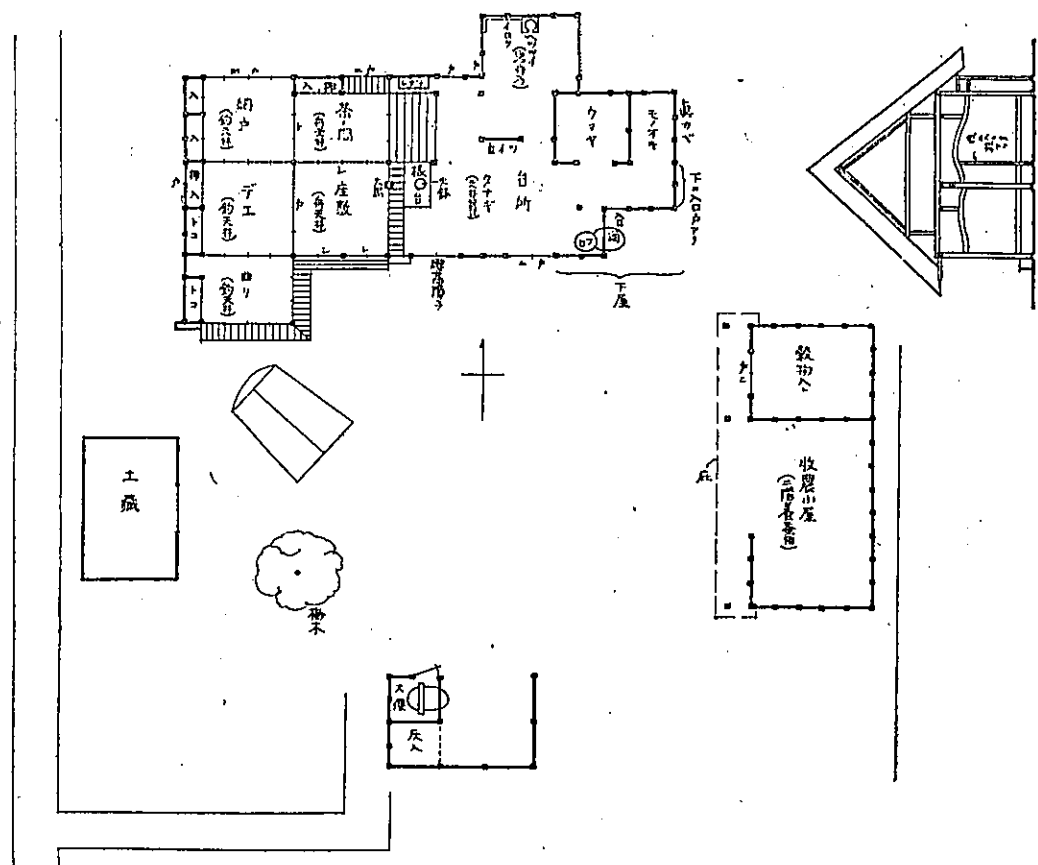
つておるが、信州の方は前面入口が垂直面になつておる点が異つておる。室の大きは間口六尺奥行九尺七寸深さ二尺あり、前方で棟の高さ室の底面より六尺後方で三尺位になつておる。要するに構造は信州のものと同じものであつて、東京府の圖版第九の説明で述べておいた通り、武藏から下野の此の附近迄分布して、偶々菅及び葉細工等を營む必要から古代の原始的構造が一方に於て部落生活の様式と相俟つて存続されて來たものである。

宅地内母家の左の方には鶏小屋があり、右側には便所と物置がある。圖版右端に見えるのは物置で前方に金網を張つた鶏小屋が差掛屋根の下に見える。

圖版第二十四 前圖版と同じく下都賀郡赤麻村五十畑末吉氏宅であるが、此の家は整型四間取の上ミ手前方に曲りが附いておるが、此の實例と埼玉縣の概説で説明した南埼玉郡黒濱村の角家とを比較すると、是れは曲りが前方にあるのに對して黒濱村のものは後方についておる相異はあるが、何れも整型四間取の座敷の前方又は後方に曲りを附けて増築する点に於ては同じ考へ方である。東北地方の日本海に面した諸國に見られる座敷の方の曲りは何れも前方についておるが、是れも同じ考へから來ておるものであらうと思ふ。後につけるよりも前方につける方が幾分外觀が立派に見えるからであらう。

此の四間取の部分で見るとデエが前にあつて埼玉縣の一般の例と變るところはない。曲りが前方についた爲めに前方の濡れ椽が廻り椽になつて居る。台所の間口は四間あり、後迄土間で茶間の上り端に炊事の板間があり流しが外壁に接して設けてある。

台所の下手には物置と厩が本家から下家の棟が別れて横の方に附屬してゐる。構造は斷面圖に見らるゝ通り本家梁間三間半、裏に一尺八寸五分の下家がついておる。屋根裏はニノ小屋造りになつており、軒の前方は出し梁作りのセガイがある。大黒柱は座敷の上り端にあつて、三尺離れて別に茶間との境にも



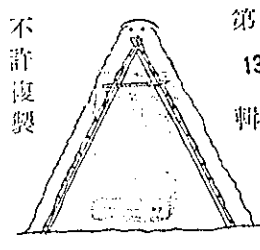
十五期末吉宅取地配置圖並横斷面圖

柱があるが、此の柱と茶間と座敷との間仕切は後に入れたものだそうであるから、昔は此處が廣間になつて、従つて三室の原型の間取であつたわけである。此の部分は舟天井が張つてありデエ、曲りの部分の天井は釣り天井、台所の部分はタナギ（棚木の意か）がある。舟天井は根本の上に板を張つたもの、タナギは簀である。

母家の左側前方に室があるが前圖版の例と略同様のものである。

宅地は廣いニツを中央に、正面に母家があり、左方に土蔵、右方に瓦葺二階建の收農小屋、前方に便所堆肥小屋がある。土蔵は眞壁造り白漆喰塗、柿葺置屋根造りである。右側の瓦葺二階建は養蠶室一階は收農小屋と穀物入れがあり前面に瓦庇が出ておる。

第十三輯(第十三回配本)
日本農民建築
第13輯



不許複製
著作権之檢証
定價 金參圓五拾錢

昭和十四年十二月十五日印刷
昭和十四年十二月二十日發行

著作者 石原憲治
發行者 秋葉啓
印刷者 グラビヤ 大江恒吉

發行所 聚樂社
東京市本郷區根津須賀町七
振替東京七九七六
電話下谷八三二五

